

伊勢崎税務署から 消費税軽減税率制度説明会のご案内

伊勢崎税務署では、事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。ぜひ説明会にお越しください。消費税の軽減税率制度は、平成31年（2019年）10月1日からの消費税の10%への引上げと同時に実施されます。軽減対象品目（飲食料品等）を取り扱う事業者だけでなく、消費税の免税事業者を含め、多くの事業者に関係のある制度です。

開催日	開催時間	開催場所
10月4日（木）	10:00~11:30	文化センター（視聴覚室） 玉村町福島325 ※定員 各60人
	14:00~15:30	

なお、会場の事情により、出席者多数の場合には、入場を調整する場合がありますので、予めご了承ください。説明会に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

問い合わせ先 伊勢崎税務署 法人課税第一部門
☎25-9529（ダイヤルイン）

自衛官（学生）を募集します

防衛省では、平成31年春に入校予定の各種学生を募集します。

※合格発表など詳細は受付時に説明します。

申し込み・問い合わせ先 自衛隊群馬地方協力本部 前橋募集案内所 ☎027-233-8960

募集種目	資格	受付期間	試験日	試験会場
防衛大学校学生 （一般採用試験）	高卒（見込含） 21歳未満の者	9月5日（水）～ 9月28日（金）	11月3日（土）、 4日（日）（2日間）	勢多会館（前橋市）
防衛医科大学校 医学科学生	高卒（見込含） 21歳未満の者		10月27日（土）、 28日（日）（2日間）	勢多会館（前橋市）
防衛医科大学校 看護学科学生	高卒（見込含） 24歳未満の者		10月20日（土）	勢多会館（前橋市）

伊勢崎市民病院受診時の保険外負担金改正のお知らせ

伊勢崎市民病院では、初診時に他の医療機関からの紹介状を持っていない場合は診療費とは別に1,620円、時間外受診で緊急性が低い場合は診療費とは別に3,240円の保険外負担金を徴収しています。平成30年度診療報酬改定で、許可病床400床以上の地域医療支援病院は、一定額以上の保険外負担金の徴収が義務付けられたことから、初診時・時間外の保険外負担金の徴収額を改正し、新たに再診時の保険外負担金を徴収することになりました。改正後の保険外負担金は10月1日（月）から適用になります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 伊勢崎市民病院医療サービス課 ☎25-5022

10月1日（月）からの保険外負担金の徴収金額

区分	徴収金額	対象となる場合
初診	5,400円	●他の医療機関からの紹介状を持っていない場合
再診	2,700円	●病状が安定し、他の医療機関への紹介を受けた人が、紹介状なしに伊勢崎市民病院を再受診した場合 ●伊勢崎市民病院から、ほかの医療機関への紹介を受けた人が、引き続き伊勢崎市民病院での診療を希望した場合
時間外	5,400円	●緊急性が低い場合

次の場合は徴収対象外です

- 紹介状がある場合
- 国または地方単独の公費負担医療制度の受給対象者
※難病などは対象疾患に限ります。
- そのほか、国および伊勢崎市民病院が定める条件に該当する場合

※徴収金額は消費税を含みます。